

# くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2026年5月8日 Friday)

第310号 (2024年度-第22号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

## 学費値上げ問題, 質問書へ大学より回答提示 (3/11)

組合が昨年12月5日に提出した「授業料改定の手続きについて(質問)」に対し、3か月経過してなお回答がなかったため、先月3月5日付で回答を要望したところ、3月11日付けで大学より回答が提示されました。

全教職員との対話の機会の開催時期を問うた質問1に対しては、業務輻輳を理由に次年度開催の日程調整を行うとのことでした。授業料値上げの公表時期を総合型選抜出願期間後に設定したことについて、どのように検討したのか根拠資料と共に示すよう問うた質問2に対しては、「出願前の公表がのぞましいという点については認識」としながらも、手続き上の不備はないとの回答でした。同様に、公表時期を私費外国人留学生入試の合格発表後に設定したことについて、どのように検討し合格者にどう伝達したのか問うた質問3に対しては、合格者からの申し立てや辞退はなかったとするのみの回答でした。

要するに、質問1については、「業務輻輳」が生じるまで3か月も放置した大学自身の態度を省みる様子が全くなく、質問2と3については問いと回答が噛み合っていません。全体として、昨年秋の学費値上げ問題で社会的にも批判されたことに対する謙虚な反省と今後の大学運営の改善をはかる姿勢を感じられない、型通りの回答と言わざるを得ません。



## 人勧凍結について谷澤学長等との団体交渉 (5/15 予定)



大学による人事院勧告不実施問題について、組合はこれまで2度にわたる団体交渉をおこない、撤回を求め交渉を継続してきました。年度が変わり、理事が総入れ替えとなるなか、最終決定者である谷澤学長が責任をもって交渉の場に立つべきであるとして、組合は第2回交渉の場で、学長の団体交渉への出席を要求しました。結果、第3回交渉を谷澤学長出席のもとおこなうこととなりました。開催日時は、2026年5月15日(金)です。

年度が変わり、例年であれば俸給表が改訂されるのですが、山口大学では未だ昨年度の俸給表のままです。他の国立大学では大部分は経営が厳しいであろうなか、文科省からの補正予算もあり人勧準拠(2025年4月実施)した大学は40数大学にのぼり、最低でも2026年4月実施としています。人勧を凍結、しかも2年間と、堂々と宣言している大学は他にありません。異常事態です。

これまでの交渉で、予算が2.7億円(予備費残1.5億円と部局配分予算残1.2億の計)余る見込みであることが明らかとなっていますが(ニュース前号参照)、大学はこれら予算残を今後にも備え担保すると主張しています。

物価高騰のなか賃金据え置きは賃下げと同等の状況を生みます。人員削減をおこなう一方で業務は増えるばかり、システム改修対応等も加わり、多くの教職員は疲弊しています。労働の対価をきちんと支払わず、労働者の忍耐と自助努力に任せ運営していけば、果てはどのような組織になるのか、経営者ならばさすがに考えたことぐらいあるでしょう。

## 医療従事者へのベースアップ手当~R7厚労省補正予算

厚労省は、物価上昇の影響を受けている医療従事者に対し、その処遇改善を目的とした「病院賃上げ支援事業」をR7年補正予算として組み込みました。具体的には、令和7(2025)年12月から令和8(2026)年5月までの賃上げを実施するために措置されるもので、対象職種への賃上げが条件となっています。

山口大でもこの補正予算を獲得することとし、組合は4月21日に人事課より規則改正説明を受けました。支給額は1か月6,000円と設定され、対象職種は下記の通り(2頁参照)となります。

<支給対象者(短時間勤務者を除く)> a. 社会福祉士資格又は診療情報管理士資格を有する 医学部医事課又は医療支援課の事務系職員及び契 約専門職員 b. 医師事務作業補助を主たる業務とする医療支援課の	事務系職員及び契約専門職員 c. 保育士である技能系職員 d. 医学部附属病院の医療職員、看護職員 e. 医学部附属病院で医療及び看護業務に従事する契約 専門職員
--	---

5月1日付けで規則改正し、対象者には6月の給与で、2025年12月に遡って2026年5月分までのベースアップ手当が支給される予定です。(組合が確認したところ、時間外手当分にも加算され遡及があることが分かっています) 加えて6月には、R8年度診療報酬改定があり、5月以降分はこちらを財源に、手当としての継続支給もしくはベースアップが見込まれる模様です。



## 医学部講師へのパワハラ訴訟、判決不服として山大控訴

山口地裁は、山口大学大学院医学系研究科の講師が上司(教授)からアカデミックハラスメントを受けた訴訟において、1月28日の判決で、教授の攻撃的な言動に加え、山口大学の調査・対応も不十分であったことを認め、計55万円の損害賠償支払いを命じました。報道等によれば、以下のとおりです。

【判決内容】山口地裁は、教授の言動の一部を不法行為と認定し、教授と大学に対し賠償を命じた。

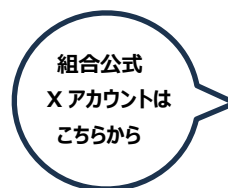
- ・教授は、同僚の前で「大学院生レベルの研究だ」「英語が貧弱」などと原告へ攻撃的な発言を繰り返し、原告はうつ病を発症。
- ・大学は、原告からの相談を受けながらも十分な調査を行わず、ハラスメントはないと結論付けており、安全配慮義務違反が指摘された。

なお、山口大学は、地裁判決を潔く認めるのではなく広島高裁へ控訴したとのこと。労働法学者等からも厳しく批判されています。

### ■ ■ 組合からのお知らせ ■ ■

#### ○組合公式Xアカウントを開設しました！

4月22日、山口大学教職員組合のX公式アカウントを開設しました！  
 「くみあいニュース」を中心に更新していく予定です。  
 フォロー等ぜひよろしくお願いします！



#### ○「Café de l'Union」オープンします♪

\*場所: 山口大学教職員組合吉田事務所: 事務局 2号館・1階

毎週木曜日に「Café de l'Union」(12:00-14:00)をオープンします。日々働きながら感じたり、考えたりすることなど、お茶しながら話ませんか？組合員でない方も大歓迎です。コーヒー類やお菓子等を準備してお待ちしています！

#### ○組合員向け補助企画のご案内(お一人3,000円補助) ~今年度は組合員2人以上1組で！

■補助対象: 出席者が組合員2人以上の懇親会 ■補助金限度額: 1人当たり3,000円(要領収書)  
 \*下記申請書を組合まで送付ください(メール連絡可)/ランチ会等支出額が3,000円未満の場合は全額補助/今年の補助事業は組合員2人以上の集まりからを対象としておりますので、どうぞお申込みください。(先着順/企画予算上限あり)  
**申請期間: 2026年5月11日(月)~2026年8月10日(月)** (対象は2026年4月1日以降実施分~)

※ご不明な点は [fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp](mailto:fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp) までお問い合わせください。

### 交流会補助金申請書 (申請日) 月 日

参加者数	人(うち未組合員 人)	
参加者氏名 (分会名)	( 分会)	( 分会)
	( 分会)	( 分会)
実施日時(予定)	月 日 ( )	: ~
備考欄		

